

防衛庁職員の留学費用の償還に関する内閣府令（平成18年内閣府令第67号）第1条、第7条第2号、第10条第6号及び第11条の規定に基づき、並びに国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）を実施するため、留学費用の償還に関する訓令を次のように定める。

平成18年6月19日

防衛庁長官 額賀 福志郎

留学費用の償還に関する訓令

改正 平成18年7月28日省訓第83号  
平成19年1月5日省訓第1号  
平成19年8月30日省訓第145号  
平成20年3月25日省訓第12号  
平成21年7月29日省訓第48号  
平成27年10月1日省訓第39号  
令和2年12月28日省訓第67号  
令和4年3月15日省訓第10号

（この訓令の目的）

第1条 この訓令は、職員の留学費用の償還の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（償還の対象となる研修）

第2条 防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（以下「省令」という。）第1条の防衛大臣が定める研修は、別に定める防衛省留学とする。

（留学費用）

第3条 省令第2条第2号に規定する費用は、入学料、授業料、学籍登録料、学生保険料及び施設使用料その他の費用とする。

2 省令第2条第3号に規定する費用は、サマースクール受講料その他の費用とする。

（留学に派遣される職員に対する説明）

第4条 派遣元部局の長（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第21条、第43条及び第70条の規定により入校等を命ずる者又は当該入校等以外の留学については防衛省本省の内部部局にあっては防衛大臣（外国出張に係る留学については事務次官）、防衛省本省の施設等機関にあっては当該施設等機関の長、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊にあっては統合幕僚長、陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。第8条において同じ。）にあっては陸上幕僚長、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。第8条において同じ。）にあっては海上幕僚長、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。第8条において同じ。）にあっては航空幕僚長、情報本部にあっては情報本部長、防衛監察本部にあっては防衛監察監、地方防衛局にあっては地方防衛局長、防衛装備庁にあっては防衛装備庁長官をいう。次条から第7条までにおいて同じ。）は、省令第3条第1項の規定による明示をする際に、職員に対して留学費用の償還に関する制度及びその留学のために支出する予定の留学費用を説明するものとする。

2 省令第3条第2項の規定による留学の期間の明示は、書面により行うものとする。

（留学費用の端数計算）

第5条 派遣元部局の長は、省令第5条第1項に規定する率を用いて法第11条において準用する法第3条第1項第2号の規定により償還させる金額を計算する際に、当該金額に1円未満の端数を生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条第1項の規定に従い、これを切り捨てるものとする。

（留学費用の償還に必要な措置）

第6条 派遣元部局の長は、留学費用の償還に係る事務を行うため、支出した留学費用の額、留学に派遣した職員の在職の状況その他必要な情報を適切に把握しておくものとする。

(留学費用の償還の通知)

第7条 派遣元部局の長は、省令第4条の規定による通知を別紙様式第1により行うものとする。

(報告)

第8条 防衛省本省の内部部局にあつては大臣官房長、防衛省本省の施設等機関にあつては当該施設等機関の長、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊にあつては統合幕僚長、陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関にあつては陸上幕僚長、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関にあつては海上幕僚長、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関にあつては航空幕僚長、情報本部にあつては情報本部長、防衛監察本部にあつては防衛監察監、地方防衛局にあつては地方防衛局長、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官(次条において「官房長等」という。)は、毎年4月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において実施した留学等について、別紙様式第2により防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

第9条 この訓令の実施に関し必要な事項は、人事教育局長又は官房長等が定める。

附 則

この訓令は、平成18年6月19日から施行する。

附 則(平成18年7月28日庁訓第83号)(抄)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

(様式の用紙に関する経過措置)

4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則(平成19年8月30日省訓第145号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日省訓第12号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成21年7月29日省訓第48号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日省訓第39号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日省訓第67号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際に現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際に現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年3月15日庁訓第10号)(抄)

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

別紙様式第1（第7条関係）

留学費用の償還に関する通知書

発簡番号  
発簡年月日

殿

派遣元部局の長

国家公務員の留学費用の償還に関する法律（以下「法」という。）第11条において準用する法第3条第1項の規定による留学費用の償還に関し、下記のとおり通知します。

記

留学の名称	
留学の期間	年 月 日～ 年 月 日
留学のために国が支出した留学費用の総額	円
法第11条において準用する法第3条第1項各号のいずれに該当するかの別	法第11条において準用する法第3条第1項第 号に該当
法第11条において準用する法第3条第1項第2号の職員としての在職期間（同号に該当する場合に限る。）	年 月
法第11条において準用する法第3条第1項の規定により償還しなければならない金額	円
その他	

防衛大臣 殿

報告者 \_\_\_\_\_

令和 年度留学費用の償還に関する報告

留学費用の償還に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第74号）第8条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 前年度に実施した留学の名称及び当該留学を命じた職員数
- 2 離職者の概要 [別紙]

別紙

離職者の概要

氏名（フリガナ）	
離職時又は死亡時における身分（○をつける）	防衛省職員 防衛省職員以外（最終所属組織名）
離職時又は死亡時における官職又は階級	
留学の名称	
留学の期間	
留学先の大学等の名称及び専攻分野	
離職年月日又は死亡年月日	
法第11条において準用する法第4条第1号から第4号まで若しくは省令第10条各号のいずれに該当する離職、これらに該当しない離職又は死亡の別	
留学後の職員としての在職期間の月数	
償還しなければならない金額	
償還の終了、未了の別	
その他	

注1 「離職者」とは、かつて留学を命ぜられた職員のうち前年度内において離職又は死亡した者をいう。

注2 「留学先の大学等」とは、省令第2条第2号に規定する大学等をいう。

注3 「留学後の職員としての在職期間」とは、省令第5条第2号の規定により計算された職員としての在職期間（留学の期間の末日の翌日以後に離職した場合に限る。）をいう。

注4 「償還しなければならない金額」とは、法第11条において準用する法第3条第1項の規定による償還をしなければならない金額をいう。